

阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止の推進を図るため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を導入する者に対し予算の範囲内で交付する阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 阿久比町内において、自らが居住の用に供する住宅に設備を導入する者又は自らが居住の用に供する住宅の新築に合わせて設備を設置する者（延べ床面積の2分の1以上を住宅とする併用住宅を含む。）
- (2) 第5条の申請時において町税の滞納がない者（転入者の場合は、従前の住所地において市町村税の滞納がない者）

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象は、次の表に掲げる設備を設置するものであって、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱（平成27年4月1日適用）の別表1に掲げる設備をいう。

設備等の名称	要件
住宅用太陽光発電設備 (以下「太陽光発電」という。)	愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領(平成27年4月1日適用) (以下「県要領」という。)に記載のある太陽光発電であること。ただし、太陽光発電の設置時に、定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「蓄電システム」という。)及び家庭用エネルギー管理システム(以下「HEMS」という。)を同時に設置(以下「一体的導入」という。)する

	場合に限る。
HEMS	県要領に記載のあるHEMSであること。
蓄電システム	県要領に記載のある蓄電システムであること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、この額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備の設置工事を着工する前に、阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付申請書（様式第1）及び経費内訳書（様式第2）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置工事に係る工事請負契約書の写し
- (2) 設備の設置工事に着工する前の現況写真
- (3) 設備の設置を予定する住宅の位置図
- (4) 第2条第2号に規定する税の滞納がないことを証明する書類（3か月以内に交付されたものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付する旨の決定をしたときは阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更等)

第7条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、当該決定に係る内容の変更又は事業の中止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、速やかに阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助事業計画変更・中止承認申請書（様式第4）に変更等の内容が確認できる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更等により交付決定を受けた補助金の額を増額することはできない。

(完了実績報告)

第8条 補助対象者は、設備の設置工事が完了したときは、阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助事業完了実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添付して、工事完了日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置工事に係る領収書の写し及びその内訳書の写し
- (2) 太陽光発電にあつては電気事業者との系統連系を開始した日が確認できる書類の写し、蓄電システム及びHEMSにあつては設備にかかる保証開始日が確認できる保証書の写し
- (3) 住宅の全景、本体の設置状態並びに蓄電システム及びHEMSにあつては、本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できる写真
- (4) 設備の設置場所において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく住民基本台帳に記録されていることを明らかにする住民票の写し（3か月以内に交付されたものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の報告があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付額確定通知書（様式第6。以下「確定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 確定通知書の交付を受けた補助対象者は、速やかに阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付請求書（様式第7）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（処分の承認）

第11条 補助対象者は、法定耐用年数の期間内（太陽光発電にあつては設置の日から起算して15年を経過する日まで、蓄電システムにあつては設置の日から起算して6年を経過する日まで、HEMSにあつては設置の日から起算して5年を経過する日まで）に設置設備を譲渡し、交換し、廃棄し、貸付

け、担保として提供（以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ、阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金処分承認申請書（様式第8）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載するなど、補助金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (2) 前条の承認を受けずに設備を処分したとき。
- (3) 補助対象者が、第8条に規定する日までに実績報告書を提出しなかったとき。
- (4) この要綱及び関係法令等に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

（協力要請）

第13条 町長は、補助対象者に対し、必要に応じて設備に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

2 補助対象者は、町長から前項の協力要請があったときは、協力するように努めるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 阿久比町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に阿久比町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により許可を受けた者の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	設備	補助対象経費	補助金の額
一体的導入	太陽光発電	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計及び配線・配線器具の購入並びに据付その他設備の設置工事に係る費用	補助対象経費の額に相当する額又は10,000円に設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計(単位はキロワットとし、小数点以下2位未満を切り捨てて算出する。)を乗じて得た額(その額が40,000円を超えるときは、40,000円)のいずれか小さい額
	蓄電システム	リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等をいう。)で構成される設備の設置に係る費用	1基につき補助対象経費の額に相当する額(その額が150,000円を超えるときは150,000円)
	HEMS	データ集約機器、通信機器、制御装置、モニター装置、計測機器及び配線・配線器具の購入並びに据付その他設備の設置工事に係る費用	1基につき補助対象経費の額に相当する額(その額が10,000円を超えるときは10,000円)

単体導入	蓄電システム	リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等をいう。）で構成される設備の設置に係る費用	1基につき補助対象経費の額に相当する額（その額が150,000円を超えるときは150,000円）
	H E M S	データ集約機器、通信機器、制御装置、モニター装置、計測機器及び配線・配線器具の購入並びに据付その他設備の設置工事に係る費用	1基につき補助対象経費の額に相当する額（その額が10,000円を超えるときは10,000円）